

国自旅第56号の2
令和8年7月16日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、旅行業界に対して周知されたい。

国自旅第56号
令和8年7月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域に係る特例措置の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で団体旅行から個人旅行に移行しているが、労働時間規制等によるバス運転士不足等によって、需要の集中する一定の時期や地域において貸切バスの供給が不足することが予想されることから、訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

訪日外国人旅行者を旅客とする運送については、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成27年2月27日付け国自旅第321号）」において特例措置を設けて対応してきたところであるが、コロナ禍以降、インバウンド需要の回復に伴い、本特例措置による運行が増加した一方、特例適用中における事故件数は貸切バス全体の事故件数と比較して高い水準にあり、安全確保の観点から懸念が生じたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送として取り扱うこととし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バスという。」）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

また、本件については、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

なお、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成27年2月27日付け国自旅第321号）」は、本通達の施行をもって廃止する。

記

(1) 対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度(以下、「安全性評価認定」という。)において二ツ星以上の認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ. 1⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和10年3月末日まで。
- ③ 営業区域 営業所が所在する都府県に隣接する都道府県(別記に定めるものに限る。)を臨時営業区域とする。

(2) 対象とする旅客の範囲

訪日外国人旅行者

(3) 認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ. 1③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。
- ③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。
- ④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書(1部)を臨時営業区域を管轄する地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下、「各運輸局等」という。)に提出することとする。
- ⑤ 認可は原則として即日行うこととする。
- ⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成11年12月13日付け自旅第129号)」第1.1.(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

(4) 認可に付す条件

認可に際しては、以下の条件を付すこととする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 安全性評価認定における認定の取消、失効又は一ツ星の認定(以下、「認定の取消等」という。)があった場合には、認定の取消等があった翌日から本認可は

失効するものとする。

- ④ この認可に係る輸送実績報告書(別紙様式1～4)を以下の期日までに提出すること。また、この認可に係る自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第3条第1項に基づき報告が義務付けられた事故がある場合は、当該自動車事故報告書の写しを添付すること。
 - (イ)令和 9年9月15日:認可日から令和 9年8月31日までの実績
 - (ロ)令和10年2月15日:認可日から令和10年1月31日までの実績
- ⑤ 臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこととし、提出期限は厳守すること。
- ⑥ 臨時営業区域内を運行する事業用自動車については本認可書の写しを携行するとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示すること。
- ⑦ この認可は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(5)輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、臨時の報告を求めるとともに、必要に応じ調査を実施する。

(6)認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

この認可に基づく運送であって、認定の取消等があった日より前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があった日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることとする。

(7)認可状況の公表

- ① 認可状況は、各運輸局等单位で実施するものとし、各運輸局等のホームページに掲載するものとする。
- ② 認可状況の公表内容は、次のとおりとする。
 - (イ)認可年月日
 - (ロ)営業所の所在都道府県名
 - (ハ)事業者の氏名又は名称
 - (ニ)認可された臨時営業区域

附 則(令和8年7月16日 国自旅第56号)

- 1 この通達は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について(平成27年2月27日付け国自旅第321号)」(5)の規定により付された条件に違反した者は、(1)①の対象事業者から除くものとする。

- 3 この通達の施行前に廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について(平成27年2月27日付け国自旅第321号)」に基づく運送の申込みについては、なお従前の例による。

別記

- ① 陸地で接する都府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）
- ③ 青森県を営業区域とする事業者は、北海道
- ④ 北海道内を営業区域とする事業者は、北海道全域
- ⑤ 沖縄県内を営業区域とする事業者は、沖縄県全域